

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針

令和7年4月
農 林 水 産 省

目 次

第 1	茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項 1 茶業及びお茶の文化の振興の意義 2 お茶をめぐる課題 3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向	… 1 … 1 … 2 … 2
第 2	お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項 1 お茶の国内需要の長期見通し 2 お茶の生産数量目標	… 3 … 3 … 3
第 3	茶業の振興のための施策に関する事項 1 輸出の拡大など需要の変化に対応した生産性の高い茶生産の推進 （1）需要の変化に対応した茶生産の推進 （2）生産性の一層の向上等による生産基盤の強化 （3）需要の変化への対応や生産性向上に資する技術の研究開発・導入の推進 （4）自然災害や気候変動等のリスクへの備えの推進 2 加工・流通の高度化の推進 （1）加工施設の整備の推進 （2）実需者との結びつきに基づく安定取引の推進 （3）消費者の信頼確保等のための加工・流通の更なる高度化 3 輸出の更なる促進 （1）海外市場の開拓の推進 （2）海外需要に対応した茶生産への転換の推進 （3）輸出先国・地域が求める輸入条件への対応 （4）輸出産地の形成 4 消費の拡大 （1）多様な消費者層に向けたお茶の魅力・情報発信 （2）お茶を活用した食育の推進	… 4 … 4 … 4 … 5 … 7 … 8 … 9 … 9 … 9 … 9 … 9 … 9 … 9 … 11 … 11 … 12 … 12 … 12 … 13
第 4	お茶の文化の振興のための施策に関する事項 1 お茶に関する文化財の保存・活用 2 お茶の文化に関する理解の増進	… 13 … 14 … 14

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針

第1 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

1 茶業及びお茶の文化の振興の意義

今から1200年以上前に中国から伝わったお茶は、我が国で長い歳月をかけ、「茶道」という高い精神性やおもてなしの心を育む日本を代表する文化となった。また、江戸時代には、喫茶の習慣が庶民にも根付き、「日常茶飯事」といった言葉が生まれるなど、日本人の生活にとって不可欠な存在となっている。くわえて、日本茶独特の深い味わいは、素材を活かした淡泊な味わいの料理を引き立たせるという点から、我が国の米や魚を中心とした和食との相性が良く、和食文化を構成する重要な役割を担っている。

このように、我が国において、お茶は、伝統と文化を育みながら国民の生活に深く浸透し、豊かで健康的な生活の実現に寄与している。

産業としてのお茶の生産については、お茶は日本の北から南まで広い範囲で栽培されており、それぞれの産地で特色ある茶生産が行われ、特に、農作物一般の生産にとって条件不利地域である中山間地域では、お茶はその自然条件等を活かして栽培されることから重要な基幹作物となっている。

また、お茶が消費者の手元に届くまでには、茶園での「生葉」生産から、「荒茶」への加工、荒茶をブレンド・再加工する「仕上げ」までの工程を経ており、こうした加工・流通・販売を包括している茶業は、裾野が広く地域経済において重要な産業となっている。

さらに、世界と日本茶の関わりについては、江戸時代初期に初めて輸出されて以降、明治時代には国内生産量の8割以上が輸出されるなど、生糸と並び我が国の輸出産業を牽引し、外貨獲得により日本の近代化を支えたほか、岡倉天心の著書「茶の本」等により日本の茶文化は世界に伝えられ、多くの海外消費者を魅了し

てきた。近年においても、インバウンド観光による消費が好調、また茶の輸出は過去最高額を更新という状況であり、農林水産物・食品の輸出の中でも際立つ存在であるとともに、お茶は日本文化を伝播する入口としての重要な役割を担っている。

2 お茶をめぐる課題

近年、食生活を始めとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間帯の相違等により、急須を用いてお茶を飲用する機会が若年層や中年層を中心に減少しており、これに伴いリーフ茶を中心に国内消費量は減少し、茶の価格は低迷している。一方、ペットボトルの緑茶飲料は、その利便性やすっきりとした味わいが幅広い世代の消費者の支持を得て、消費は拡大傾向にある。

また、世界に目を転じると、我が国の茶の輸出は、抹茶や有機栽培茶等の需要拡大により、近年増加傾向で推移しており、令和6年の輸出額は過去最高の364億円を記録した。一方、拡大する海外需要に供給が応えられていないことから、今後更に輸出を拡大するためには、供給体制を強化することが重要である。

お茶の生産面では、生産者の後継者不足、繁忙期の労働力不足等により、栽培面積・生産量は減少傾向にあり、1戸当たりの栽培面積は増加傾向にあるが、小区画ほ場や傾斜地などの生産条件により機械化が進んでいない産地がある。

こうした中で、茶の生産者等の減少により、今後更に生産量が減少すれば、国内外の需要を満たせなくなることも懸念される。

3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

生産面においては、海外で需要が多く取引単価の高い抹茶の原料となるてん茶への茶種転換や有機栽培等への栽培法の転換など需要の変化に対応した生産を推進する。

また、生産者の減少に対応するため、茶園の集積・集約化、基盤整備、老齢茶樹の改植や、スマート農業技術等の開発・導入の推進により生産性を一層向上させる。

輸出については、文化と併せたプロモーション等による海外需

要開拓、輸出先国・地域の残留農薬基準など輸入条件への対応、輸出向け産地形成等により輸出を更に拡大させる。

消費については、我が国の食文化に欠かせない急須を用いた伝統的な日本茶の飲み方等を未来へ継承することに加え、国内外の多様な需要や消費スタイルを柔軟に受け入れ、外食産業や観光産業等の他業種等とも連携しながら、現代の消費者の生活様式に合わせた飲み方等を提案すること等を通じて、国内外に日本茶の魅力・情報を発信し、消費拡大を図る。

お茶の文化については、次世代へ確実に継承していくため、お茶に関する文化財の保存・活用や、国内外の消費者のお茶の文化に対する理解増進を図る。

これらの取組の推進に当たっては、産地や個々の生産者等だけでなく、茶商やドリンクメーカー等の実需者や輸出・流通事業者、食品関連産業・外食産業・観光産業等の他業種、研究開発機関や機械メーカー、行政機関など茶業関係者が茶業の現状に対する共通理解を持ち、茶業の維持・発展に向けて一体的に取り組む。

第2 お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項

1 お茶の国内需要の長期見通し

我が国のお茶の需要の長期見通しとしては、現在の傾向が継続した場合、一人当たりの消費量は令和12年には2割弱程度減少すると見込まれる。今後、消費の拡大に向けた施策や消費者ニーズに対応した生産、加工・流通の体制を構築するための施策を講じ、その効果が発揮されることを前提とし、一人当たりの消費量の減少幅を1割程度まで抑制しつつ、人口の減少を見込むと、令和12年の国内需要量は、6.3万トンになると見込まれる。

2 お茶の生産数量目標

お茶の生産数量目標は、

①令和12年の輸出量は、近年の輸出の状況や今後の拡大の見通

しを踏まえ、今後の輸出に関する施策を講ずることを前提に
1.5万トン（810億円）を目標とし、これを国内需要の長期見通しに加
えると、総需要量は7.8万トンと見込まれ、
②令和12年の輸入量は、近年の動向等を踏まえ0.3万トンと見込
まれることから、
令和12年の生産数量目標を現状並みの7.5万トンとする。

このためには、栽培面積を現状並みの3.5万haで維持するととも
に、近年の需要の変化に対応した茶生産への転換や、生産者等の
減少に対応した生産性の一層の向上が必要であり、各般の施策を
講じた結果、全国平均の単収は217kg/10aとなると見込む。

第3 茶業の振興のための施策に関する事項

お茶は我が国の食文化において重要な飲料であり、茶業はそれ
ぞれの茶産地を支える基幹産業であることから、伝統的で高品質
な普通煎茶等の生産、市場における安定取引、茶業を支える人材
の確保、国内における消費拡大等の取組を着実に進めつつ、国内
外の需要の変化や生産者の減少等の現状に関する関係者間の共通
理解の下、需要の変化に対応した茶生産や生産性の一層の向上、
加工・流通の高度化、輸出の促進等の施策を推進する。

具体的な茶業の振興のための施策に関する事項は以下のとおり
である。

1 輸出の拡大など需要の変化に対応した生産性の高い茶生産の推 進

（1）需要の変化に対応した茶生産の推進

ア 茶種転換の推進

国内におけるリーフ茶の消費量が減少している一方、海外
を中心に抹茶の需要が高まっていることから、こうした需要
に対応するべく、抹茶の原料となるてん茶の生産への転換を
推進する。

また、ティーバッグやペットボトル飲料など消費者の簡便

化志向に今後更に対応していくため、これら用途向けにより効率的な茶生産が必要となることから、肥料・農薬の低コスト化や機械化による省力化を推進する。

イ 有機栽培への転換の推進

有機栽培茶は、海外での需要が高く輸出量は増加している一方で、慣行栽培と比較して病虫害防除や除草等に追加労力が必要なことから、耐病虫性品種の開発・導入や良質で効率的かつ安定的な有機栽培を行うための技術開発・栽培体系の確立を推進する。

また、有機栽培の拡大に当たっては、生産者だけではなく加工・流通・消費に至るまでの関連する事業者や住民の地域ぐるみでの取組を推進する。

ウ 中山間地域等の特色を活かした茶生産の推進

全国的茶園面積の約4割を占める中山間地域においては、比較的冷涼な気候で害虫の発生しにくい地理的有利性を生かして有機栽培が行われる産地もあるほか、全国の各産地において、てん茶や玉露、玉緑茶、釜炒り茶等の特色ある茶種の生産、高品質な茶を活かした自園自製・自販、茶生産組合や地域農業団体等の関係者が一体となった取組などが行われており、これらの特色ある茶生産を推進する。

また、中山間地域の茶園を含む農村景観は、都市住民やインバウンド観光客にも価値のある日本の原風景として好意的に受け止められていることから、観光産業等の他業種とも連携し、農泊や茶摘みといったコト体験の提供等の地域の特色ある取組を推進する。

(2) 生産性の一層の向上等による生産基盤の強化

ア 茶園の集積・集約化、基盤整備

高齢化等によりお茶の生産者の減少が予想される中、地域計画に基づき、新規就農者・新規参入者を含む意欲ある担い

手への茶園の継承、集積・集約化を推進する。

また、機械化を図るため、茶園の緩傾斜化や作業道の整備、小区画に分割された茶園の大区画化等の基盤整備を推進する。

なお、お茶の生産継続が困難と判断した茶園は、荒廃農地とならないように他品目への転換を図る。

イ 改植・新植の推進

老齢茶樹園の若返りによる収量・品質の向上に向けて行う未収益期間も考慮した計画的な改植等や、ほ場の大区画化等の基盤整備と併せて行う改植・新植を推進する。また、改植・新植に当たっては、収穫期分散による品質安定化に向けた早晩性品種の導入を進めるとともに、てん茶や有機栽培茶などの需要に対応するため、被覆条件下でも多収で色沢・滋味に優れた「せいめい」等の被覆適性品種や、病虫害抵抗性を有し「やぶきた」に比べて多収な「かなえまる」などの品種導入を推進する。

なお、茶は永年性作物であり、一度苗を定植すると営農が長期に渡って継続されると見込まれることから、改植・新植に当たっては、地域計画において目標地図に位置付けられた生産者が、将来に渡って営農を行うことが確実な園地で行うことを推進する。

ウ 機械化の推進

今後、生産者の減少が見込まれる中、労働力不足等に対応するため、茶園への進入道の整備などの基盤整備や改植と合わせた畝向きの統一化等により、乗用型の茶園管理機や摘採機、防除機など既に確立された機械化体系の更なる普及を推進する。

エ スマート農業技術の導入

生産者の減少への対応や、お茶の品質向上のため、地域の栽培条件に応じてロボット摘採機やロボット除草機などのス

マート農業技術の導入を推進する。

また、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和6年法律第63号）に基づき、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入（ほ場の大区画化や情報通信機器で得られた栽培管理データの地域の栽培管理への活用等）を推進する。

オ 実需者と連携した効率的・安定的な生産供給体制の構築

高齢化等により生産者の減少が見込まれる中、安定的に生産・供給を行うために、茶商や小売店等の実需者と生産者の協力体制の下、繁忙期の労働力の融通や地域内外の他品目・他産業の人材活用、アプリ等を利用した外部人材の募集等の取組を推進する。

また、実需者が自ら栽培・加工を行う取組や、実需者からの資本提供等により生産者が荒茶加工施設等を整備する際の負担を軽減する取組等を推進する。

（３）需要の変化への対応や生産性向上に資する技術の研究開発・導入の推進

ア 需要の変化に対応した品種・技術の開発・導入

てん茶や有機栽培茶の需要の高まりを受け、高品質かつ多収で被覆適性のある品種や耐病虫性のある品種の開発・導入を推進するとともに、てん茶や有機栽培茶の品質向上に向けた栽培・加工技術や、紅茶や萎凋香緑茶など多様なニーズに対応した茶の栽培・加工技術の開発・導入を推進する。

イ 生産性向上に向けた技術の開発・導入

生産者の減少に対応するため、新たな無人茶園管理機や栽培管理システム等のスマート農業技術の開発・導入を推進する。

また、機械化が進んでいない被覆作業や傾斜地での作業に対応した機械の開発・改良を推進する。

ウ 技術の開発・導入・普及に関わる人材の確保

茶業における需要の変化への対応や生産性向上のために必要とされる技術が開発され、速やかに茶業の関係者に行き渡るよう、研究者を始め、これら技術の開発・導入・普及を担うために必要な人材の確保を推進する。

また、これら技術に基づき高品質なお茶の生産を推進する観点から、お茶の品質評価や審査の技術を有する人材の確保・育成を推進する。

(4) 自然災害や気候変動等のリスクへの備えの推進

お茶の生産においては、凍霜害、干害、降灰、温暖化等の自然災害や気候変動のほか、販売価格の下落、肥料価格の上昇等のリスクが存在する。こうしたリスクに備えるため、以下の取組を推進する。

- ①防霜施設の整備や、夏季の干害を防止するためのかん水施設の整備を推進する。
- ②火山活動に伴う降灰の影響を恒常的に受けている地域においては、その影響を軽減するための機械・設備の導入を推進する。
- ③気候変動による品質低下等のリスクを分散・低減するため、早晩性の異なる複数品種を組み合わせた栽培体系への転換、それに資する早生・晩生の高品質な品種の開発・導入等を推進する。
- ④自然災害や価格低下などによる収入減少に備えるため、収入保険や農業共済への加入を推進する。
- ⑤肥料の施用量の低減に向けて、土壌診断に基づく適正施肥や土づくりを行うとともに、局所施肥など施肥の効率化技術の導入を行う。また、堆肥や下水汚泥資源等の国内肥料資源の利用拡大を推進する。
- ⑥茶生産を今後将来に渡って持続的に行っていくため、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）に基づき、化学肥料や化学農薬の使用低減、有機栽培への転換など、環境負荷低減の取組を推進する。

2 加工・流通の高度化の推進

(1) 加工施設の整備の推進

需要の高いてん茶等の生産拡大に向けて、荒茶加工施設や仕上茶加工施設の整備を推進する。

また、今後、生産者等の減少が見込まれる中、加工施設の効率的な運営のために、荒茶加工施設の再編・集約等を推進する。

なお、整備に当たっては、省エネ型機械の導入や化石燃料のみに依存しない加工技術の開発など燃料価格高騰の影響を受けにくい生産体系への転換を推進する。

(2) 実需者との結びつきに基づく安定取引の推進

需要の変化に対応した茶生産を推進し、消費者が求める茶の安定供給を図るためにも、茶の生産者と茶商やドリンクメーカー等の実需者は、実需者が求める茶の品質や生産上の課題を相互理解することが重要である。こうした相互理解に基づく安定取引のため、市場外において取引価格や品質、数量などを事前に取り決める契約取引を推進するとともに、市場機能の充実・強化を図る。

(3) 消費者の信頼確保等のための加工・流通の更なる高度化

消費者からの継続的な信頼確保に向けて安心・安全な茶が安定的に供給されるよう、生産から販売に至るまでのサプライチェーンにおいて、需要に応じた農業生産工程管理(GAP)やHACCP、FSSC 22000等の取得、「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組の「見える化」、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく荷主や物流事業者が取り組むべき措置の遵守等の取組を推進する。

3 輸出の更なる促進

(1) 海外市場の開拓の推進

今後輸出を更に拡大するためには、それぞれの輸出先国・地域の状況に合わせて戦略的に輸出に取り組んでいくことが重要である。これまでの輸出の実績や直近の輸出の動向を踏まえて、特に次の3か国・地域に対する輸出の拡大を進める。

- ①米国について、現在、輸出先の中心であり、今後も輸出の増加が見込まれることから、需要に応じた茶の生産拡大及び輸入品目用の残留農薬基準（インポートトレランス）の設定に向けた取組の推進等により安定的・持続的な輸出の拡大を目指す。
- ②EU諸国について、有機栽培茶の輸出割合が大きく、抹茶を含む粉末状の茶の需要が高まっていることから、これらの茶の生産拡大の推進により更なる輸出の拡大を目指す。
- ③ASEAN諸国について、新たな食文化を取り入れることに積極的な若年層等を中心に粉末状の茶の需要の拡大が見込まれることから、粉末状の茶の生産拡大の推進により更なる輸出の拡大を目指す。

これらに加え、その他の国・地域も含めた多様な実需者及び消費者のニーズを捉えて、更なる市場の拡大及び開拓を進めることが重要である。このため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体による現地消費者へのお茶の健康機能性や価値の訴求、他品目との連携も含め、日本文化や茶文化と合わせたプロモーション等を通じた海外販路の創出・拡大の取組を推進する。その際、日本貿易振興機構（JETRO）や日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）とも連携し、輸出支援プラットフォームも活用して輸出に取り組む事業者等の取組を後押しする。

また、海外産の茶との差別化を図り、日本産の茶のブランド価値を向上するために、プロモーション活動に加え、動画やロゴマーク等も活用した戦略的なブランディングの取組を推進する。これと併せて、海外での我が国のお茶のブランドや品種を保護するため、地理的表示（GI）の活用や品種の海外出願の推進を図

るとともに、我が国で地域団体商標又は地理的表示として登録された名称や登録品種について、海外での冒認商標出願や無断栽培等の状況を監視する。

さらに、戦略的な茶生産及び需要の拡大を図るため、国連食糧農業機関（FAO）等の国際会議等の場を通じて、海外における茶の生産及び消費動向等に関する情報を収集する。

（２）海外需要に対応した茶生産への転換の推進

今後更なる増加が見込まれる海外需要を確実に取り込むためには、輸出向けの茶生産を推進することが重要である。このため、

- ①需要が見込まれるてん茶の生産や有機栽培等の輸出向けに特化した栽培体系への転換、これらに資する被覆適性品種や耐病虫性品種等の開発・導入の推進
 - ②生産者と輸出事業者等の実需者との連携を強化し、実需者が求める品質の茶を栽培するとともに、販路が確保され計画的な生産が可能となる契約取引等の推進
 - ③輸出先国・地域の需要や基準認証等に対応したてん茶等の加工施設や一時保管施設（低温貯蔵庫）等の整備
- 等の取組を推進するとともに、これらの取組が着実に行われるように、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の取組とも連携し、産地や個々の生産者等への支援体制を構築する。

また、今後需要の拡大が期待される中東圏等の輸出先国・地域への市場拡大を見据え、ハラールに対応した生産を推進する。

（３）輸出先国・地域が求める輸入条件への対応

食品安全に関する規制等、輸出先国・地域が求める輸入条件に対応し、円滑な輸出を実現するために、輸出先国・地域における規制等に関する情報や留意事項について、生産者、輸出事業者等の関係者間での情報共有を図る。

また、我が国と異なる残留農薬基準となっている輸出先国・地域において、我が国の病害虫・雑草の防除体系により対応可

能な残留農薬基準が設定されるよう、インポートトレランスの設定に向けたデータ収集、申請等に取り組むとともに、輸出先国・地域における残留農薬基準に対応した総合防除体系の普及を推進する。

そのほか、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）並びに輸出先国・地域における包装及び包装廃棄物規制に対応しつつ、輸出される茶の品質を保持する流通体系の構築を推進する。

これら国際的な規制等に関しては近年、国際ルールメイキングや国際協力の方が活性化しており、我が国としてもそれらの議論に積極的に参画し、我が国の農業生産の実態に即したルール等が設定されるように対応する。

（４）輸出産地の形成

これまでの航空便等による小ロットでの取引に代えて、輸出先国・地域の人口規模や市場ニーズ等に応じて、大ロットでの取引が増加傾向にあることから、こうした需要に対応して安定的かつ効率的な供給を可能とするため、地域の輸出向け防除体系の統一等の生産方式の転換や、リーファーコンテナを用いた共同輸送等による流通体系の合理化など、産地における生産から流通までの一体的な取組を推進する。

また、フラッグシップ輸出産地を筆頭に、これまで各地で輸出を先導してきた生産者や事業者の取組を更に後押しするとともに、それらのモデル的な取組の横展開を図る。

4 消費の拡大

（１）多様な消費者層に向けたお茶の魅力・情報発信

お茶の消費量が減少している若年層や近年増加傾向にあるインバウンド観光客等の多様な消費者層に向けて、その需要や消費スタイルを柔軟に受け入れつつ、ブランド戦略に基づくパッケージ・商品開発等により、魅力的なお茶の楽しみ方の提案・情報発信を推進する。

お茶の喫茶法については、急須を用いた伝統的な淹れ方^いの普及に加え、現代の消費者の簡便化志向に即して、割れない茶器や洗浄しやすい茶器の普及、国産の紅茶、ウーロン茶等を含む創意工夫を凝らしたティーバッグやペットボトル飲料の消費拡大、抹茶の家庭内消費の拡大等を推進する。

また、料理・菓子等に合わせてお茶を提供するティーペアリング、食品原料用としての料理や菓子、飲料等への活用などを通じて食品関連産業・外食産業・観光産業などにおける国産茶葉の利用拡大を推進するとともに、お茶が有する健康機能性や情緒性を活かしたウェルネス産業での市場拡大など、他業種とも連携した消費者への提案・情報発信により「国内外の消費者とお茶との出会いの場」を増やす取組を推進する。その際、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）等の各種イベント等の機会も積極的に活用していく。

（２）お茶を活用した食育の推進

お茶の産地のみならず、消費地も含め、地域住民が子どもの頃からお茶に親しむ習慣を育むことができるよう、学校教育の場等において、お茶の生産から加工・流通、消費までの一連の流れを学び、我が国の食文化への理解を深めることは、将来的に我が国の社会全体がお茶の文化及び茶業を継承し、さらには世界へ発信していくことにつながるものである。

このため、茶業関係者等と連携し、児童生徒等を対象とする茶摘み体験や、製茶工場見学、お茶の効用の紹介や淹れ方^い教室等の参加型イベント、学校給食の活用等により、お茶を活用した食育の取組を推進する。

第４ お茶の文化の振興のための施策に関する事項

お茶は我が国の長い歴史の中で、製法から喫茶法に至るまで貴重な文化を形成してきており、お茶があつてこそ茶道や伝統的な

製茶技術を始め関連する文化が成立・発展してきたとの認識の下、その文化を今後、次世代へ確実に継承していくため、お茶に関する文化財の保存・活用や、国内外の消費者のお茶の文化に対する理解増進を図る。

具体的なお茶の文化の振興のための施策に関する事項は以下のとおりである。

1 お茶に関する文化財の保存・活用

茶道具、茶室、茶園などの景観、製茶技術、お茶に関する風俗習慣の中には、令和6年に国の登録無形文化財に登録された「手揉み製茶」など、歴史的・学術的価値の高いものも存在しており、こうした貴重な国民的財産を次世代へ確実に継承するため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき保存・活用を図る。

また、各産地の伝統的な茶の生産技術について、その特色を活かして地域の茶業を維持するとともに、技術の次世代への継承を推進する。

2 お茶の文化に関する理解の増進

茶道などのお茶の文化及びその成立・発展にお茶が果たしてきた役割に関する理解を増進するとともに、ライフスタイルの変化に対応して新しいお茶の文化を創造していくことは、国民の豊かで健康的な生活の実現に資するものである。このため、

- ①小中学校等へのお茶の専門家の派遣により、子どもたちがお茶やお茶の文化に触れる機会を提供する取組
- ②在外公館でのお茶の提供や、茶業関係者、お茶の文化に関わる者を含む連携体制の構築により、日本茶の伝統と文化に息づく高い精神性等も含めて、海外において日本文化紹介活動を展開する取組

など、国内外におけるお茶の文化の振興に関する取組を推進する。